

広島市告示第604号
令和6年12月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 広島センター・基町ビル
- (2) 所在地 広島市中区基町10番地11ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役 池田 康

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

株式会社広島バスセンター

代表取締役 及川 享

広島市中区基町6番27号

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁

東京都豊島区南池袋一丁目18番21号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）別紙のとおり。

（変更後）別紙のとおり。

4 変更年月日

令和6年12月20日

5 届出年月日

令和6年12月17日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号
広島市中区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 6 年 1 2 月 1 8 日から令和 7 年 4 月 1 8 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 1 8 日
- (2) 提出先
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

《広島センタービル》

・そごう広島店本館・広島バスセンターテナント

【開店時刻】 午前 10 時

※但し、①毎年 12 月 30・31 日は地下 1 階・2 階の食品売場のみ午前 9 時 30 分

②毎年 1 月 2 日は全館午前 9 時 30 分

【閉店時刻】 午後 8 時

※但し、年間 10 日以内に限り、午後 10 時

《NTT クレド基町ビル》

・パセーラテナント

【開店時刻】 午前 8 時 ※地下 1 階のみ午前 7 時 30 分

※ホテル棟コンビニのみ午前 6 時

【閉店時刻】 午後 10 時 ※地下 1 階及びホテル棟コンビニのみ翌午前零時

(変更後)

《広島センタービル》

・そごう広島店本館・広島バスセンターテナント

【開店時刻】 午前 10 時

※但し、年間 10 日以内に限り、午前 9 時

【閉店時刻】 午後 8 時

※但し、年間 10 日以内に限り、午後 10 時

《NTT クレド基町ビル》

・パセーラテナント

【開店時刻】 午前 8 時 ※地下 1 階のみ午前 7 時 30 分

※ホテル棟コンビニのみ午前 6 時

【閉店時刻】 午後 10 時 ※地下 1 階及びホテル棟コンビニのみ翌午前零時